

第5期 愛媛県森林環境税（案）

愛媛県

# 目 次

I	はじめに	.....	1
II	第5期森林環境税の必要性	.....	2
III	第5期森林環境税の施策の方針	.....	3
	1 第5期森林環境税を活用した施策の仕組み		
	2 第5期森林環境税の使途		
	3 国税と県税の役割分担		
IV	税率及び課税期間について	.....	7

## 【参考資料】

1	森林の多面的機能と森林に期待する働き	.....	資 1
2	本県の県土面積と人工林樹種別面積	.....	資 2
3	収穫期を迎えた人工林資源	.....	資 3
4	森林・林業を支える担い手の推移	.....	資 4
5	木材価格及び素材生産量の推移	.....	資 5
6	森林環境税の指標と目標値及び実績	.....	資 6
7	県民アンケートの結果について	.....	資 7
8	県民意見交換会の結果について	.....	資 8

## Ⅰ はじめに

森林は、人間の暮らしに必要な住宅等の建築資材等の身の周りの生活資材を供給するだけでなく、水を涵養<sup>かん</sup>して、洪水や渇水の緩和、山地災害の防止、地球温暖化の防止、生物多様性の確保など人々の生命・財産を守るとともに、人の心に繊細で穏やかな情緒を育むなど、太古の昔から人間との共生の中で多岐にわたり大きな恩恵をもたらしてきました。

しかしながら、高度経済成長期以降、若者を中心に都市部への人口流出が増加し、山村地域においては、過疎・高齢化が進展するとともに、昭和40年代後半からの外材輸入量の急増により、木材価格は下落の一途をたどり、長引く林業を取り巻く厳しい状況により荒廃する森林が増加し、森林の有する水源涵養機能、防災等の環境保全機能の維持が困難になりつつありました。

このため、愛媛県では、平成13年を「森林そ生元年」と位置づけ、森林の環境資源としての役割を重視し、多様な森林づくりと県産材の利用促進に取り組み、さらに平成17年度からは、それまでの「森林そ生対策」をさらに進め、県民共有の財産である森林を「県民全体」で守り育てていくため、県民参加の森林づくりをテーマとして愛媛県森林環境税を導入しました。

近年では、地球温暖化等に起因する異常気象が常態化し、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて温室効果ガス吸収能力を有する森林の役割は高まっており、本格的な利用期を迎えた人工林を伐採して活用するほか、社会的要請の高い花粉の少ない品種への再造林といった森林資源の循環も求められています。

一方、かつて森林を守り育んできた山村を取り巻く情勢は、主要産業である農林業の低迷や就業機会の減少、過疎・高齢化に伴う集落機能の低下など厳しい状況にあり、持続可能な森林経営による森林整備にも影響が生じています。

県政に関する世論調査や令和5年度に実施した県民意見交換会の結果では、水源涵養や山地災害防止など森林が持つ多面的機能の維持増進への期待が依然として大きく、循環利用の森づくりと合わせた県産材の需要拡大や幅広い世代に向けた森林への理解醸成などが必要であるとの県民からの要請が高まっています。

森林の恩恵を享受し、森林を県民共有の財産として、健全な姿で次世代に引き継いでいくためには、県民参加による森づくりの継続強化をはじめ、森林整備の拡大や森林を持続的に経営していく森林資源の循環利用、担い手となる山村地域の活性化など、以前にも増した取り組みが必要となっています。

このため、県民の意見を踏まえて愛媛県森林環境税事業を継続・強化し、県民参加による森林環境の保全及び森林と共生する文化の創造を図りたいと考えています。

引き続き県民の皆様のご協力と御理解をお願いします。

## II 第5期森林環境税の必要性

愛媛県では、森林の環境資源としての役割を重視した多様な森林づくりと県産材の利用促進に取り組むとともに、県民参加による「森林環境の保全」と「森林と共生する文化の創造」を目的として、平成17年度に森林環境税を導入し、令和2年度からは、第4期目として森林整備の拡大と木材利用の促進を図り、資源の循環利用を進めるため、事業を継続・拡充してきたところです。

この結果、目標を超える28,502haの森林整備や1,023,262m<sup>3</sup>の木材利用の他、公募事業などを通じた4,036,465名の県民参加による森林づくりなど、着実な成果を上げてきましたが、森林・林業の現状を見ると、持続可能な森林経営に欠かせない林業従事者の減少傾向に歯止めをかけることができない状況であり、森林の持つ公益的機能・役割の重要性が益々増大する中、森林の適正な管理を図るため、今後も様々な対策が必要となっています。

令和5年に実施した県民意見交換会では、森林環境税を継続した場合の主要意見として、「主伐・再造林による森林資源の循環利用と森林の若返りが必要である」、「災害に強い森林づくりが大切である」「担い手や技術者の確保・育成に活用してほしい」など、森林の整備・保全等に関する意見が多く出されたほか、続いて「CLT等による木材の需要拡大が重要」、「幅広い世代に対する森林・林業に関する教育や普及啓発が必要」など森林や木材利用への関心も広がりを見せている状況となっています。

これらのことから、森林の持つ多面的機能を健全に発揮するためには、「伐って、植えて、育てる」適切な森林資源の循環と持続可能な森林経営を支える担い手づくりが重要であり、森林整備を疎かにすることは、森林の持つ多面的機能の低下を招く結果となることから、今後とも継続的な対応が必要となります。

また、近年の集中豪雨などによる山地災害の軽減・防止やニーズの高い花粉症対策などに対応する多様な森づくりを推進し、県民の安全で安心な暮らしを守る必要があります。

さらには、SDGsや2050年カーボンニュートラルの目標達成における森林の重要性を踏まえ、森林・林業に対する理解の醸成や木質資源の有効利用などを促し、県民への普及啓発を図るため、森と関わる機会の創出についても、これまで以上に取り組む必要があります。

こうした中、人々の生活とともに受け継がれてきた森林を、県民共有の財産として健全な姿で次世代に引き継ぐためには、県民参加のもと、引き続き森林整備を進めるとともに、森林資源の徹底した管理、また活用による資源の循環が必要不可欠であることから、その財源としての森林環境税の継続が必要となります。

### III 第5期森林環境税の施策の方針

目的及び事業は、前期森林環境税と同様に、「森林環境の保全」と「森林と共生する文化の創造」を目的として、これに即して「森をつくる」「木をつかう」「森とくらす」に区分して事業化します。

第5期森林環境税では、各分野において次の施策に重点を置き、健全な森林づくりを更に強化するとともに、森林を県民全体で支える活動を促進します。

なお、事業化にあたっては、追加課税であることから、透明性が高いこと、県民にわかりやすいこと、県民の目に見える形で成果が出せることを前提として、引き続き3つの指標と目標値を設定します。

#### 【施策】

##### 森をつくる

- 「伐って、植えて、育てる」森林資源の循環
- 未来につなぐ林業の実現に向けた担い手づくり
- 安全・安心な暮らしを守る森づくり

##### 木をつかう

- 再生産可能な県産材の生産・利用の拡大
- 新たな分野への木材利用の促進
- カーボンニュートラルに貢献する木材のフル活用

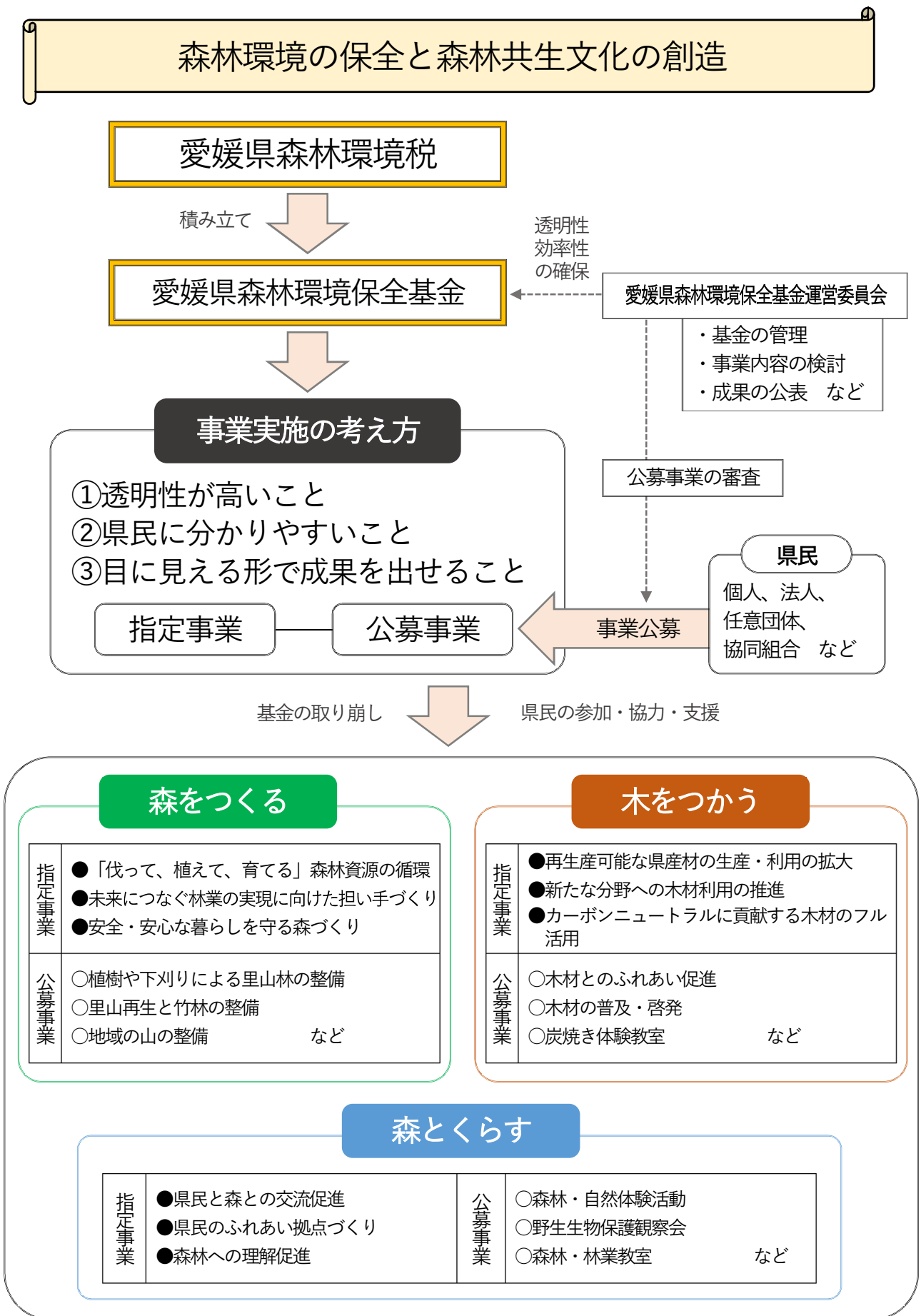
##### 森とくらす

- 県民と森との交流促進
- 県民のふれあい拠点づくり
- 森林への理解促進

#### 【指標及び目標値】

指 標	目 標 値	
	第4期	第5期
森林整備面積	7,600 ha	8,000 ha
木材使用量	210,000 m <sup>3</sup>	595,000 m <sup>3</sup>
県民参加人数	720,000 人	2,500,000 人

# 1 第5期森林環境税を活用した施策の仕組み





## 2 第5期森林環境税の使途

### 第4期森林環境税 (R2～R6年度)

#### 森をつくる

- 県産材増産に繋げる森林整備
  - ・ 主伐（皆伐・択伐）再造林、間伐（採算林）の推進
  - ・ ニホンジカ等獣害対策
  - ・ 広葉樹の導入（松林・竹林対策）
  - ・ 優良種苗確保
  - ・ 次世代型林業作業システム導入
- 資源循環利用による林業の成長産業化
  - ・ 主伐や育林作業等の担い手の確保、育成対策
- 安全で豊かな県土の形成
  - ・ 里山周辺の防災林整備



### 第5期森林環境税（案） (R7～R11年度)

#### 森をつくる

- 「伐って、植えて、育てる」森林資源の循環
  - ・ 森林の若返りと成熟した資源の有効利用に向けた 主伐、再造林の一層の推進
  - ・ 成長に優れたエリートツリーなど優良種苗の安定供給体制の整備
  - ・ ニホンジカ等病虫獣害対策や多様な森づくりの推進
- 未来につなぐ林業の実現に向けた担い手づくり
  - ・ 新たな技術の導入等による伐採、造林、保育の低コスト化と省力化の推進
  - ・ 多様な担い手が参入できる労働環境の整備
  - ・ 主伐、再造林を支える 高度な技術者養成による担い手の育成、定着
- 安全・安心な暮らしを守る森づくり
  - ・ 山地災害を防止する強い森づくり
  - ・ スギ人工林の樹種転換、花粉発生の少ない品種への植替えや品種開発など、 花粉の少ない多様な森づくり
  - ・ 管理放棄地等の活用による新しい森づくり

#### 木をつかう

- 公共施設、民間住宅の木造・木質化
  - ・ 公共施設等への積極的な木材利用
  - ・ 民間住宅の木造化の促進
- 木質資源の利用拡大
  - ・ 木質バイオマスの総合的利用
  - ・ CLT等利用の促進強化
- 新たな技術活用による流通改革
  - ・ AI・ICT等技術活用による木材流通の円滑化
  - ・ 県産材の販路拡大



#### 木をつかう

- 再生産可能な県産材の生産・利用の拡大
  - ・ 大径材等の生産と利用の促進
  - ・ 県産材の 付加価値商品の開発と販路拡大
- 新たな分野への木材利用の促進
  - ・ 民間建築物等での木造、木質化の推進
  - ・ CLT等を活用した新分野への木材利用
- カーボンニュートラルに貢献する木材のフル活用
  - ・ 広葉樹等の未利用資源の活用
  - ・ 二酸化炭素を固定、貯蔵した木材利用の普及

#### 森とくらす

- 県民と森との交流促進
  - ・ 県民参加の森づくりの推進
  - ・ 県民への周知、啓発活動
- 県民のふれあい拠点づくり
  - ・ 森林環境教育等の推進
  - ・ 拠点施設の充実



#### 森とくらす

- 県民と森との交流促進
  - ・ 県民参加の森づくりの推進
  - ・ 第76回全国植樹祭開催を契機とした森とのふれあい促進
  - ・ 森林に関する情報の積極的な発信
- 県民のふれあい拠点づくり
  - ・ えひめ森林公園の魅力向上強化
  - ・ とべもり+（プラス）との連携
- 森林への理解促進
  - ・ 幼児期から始める 幅広い世代への森林環境教育、木育などの体験活動の実施
  - ・ 森林由来のJ-クレジット制度の普及促進

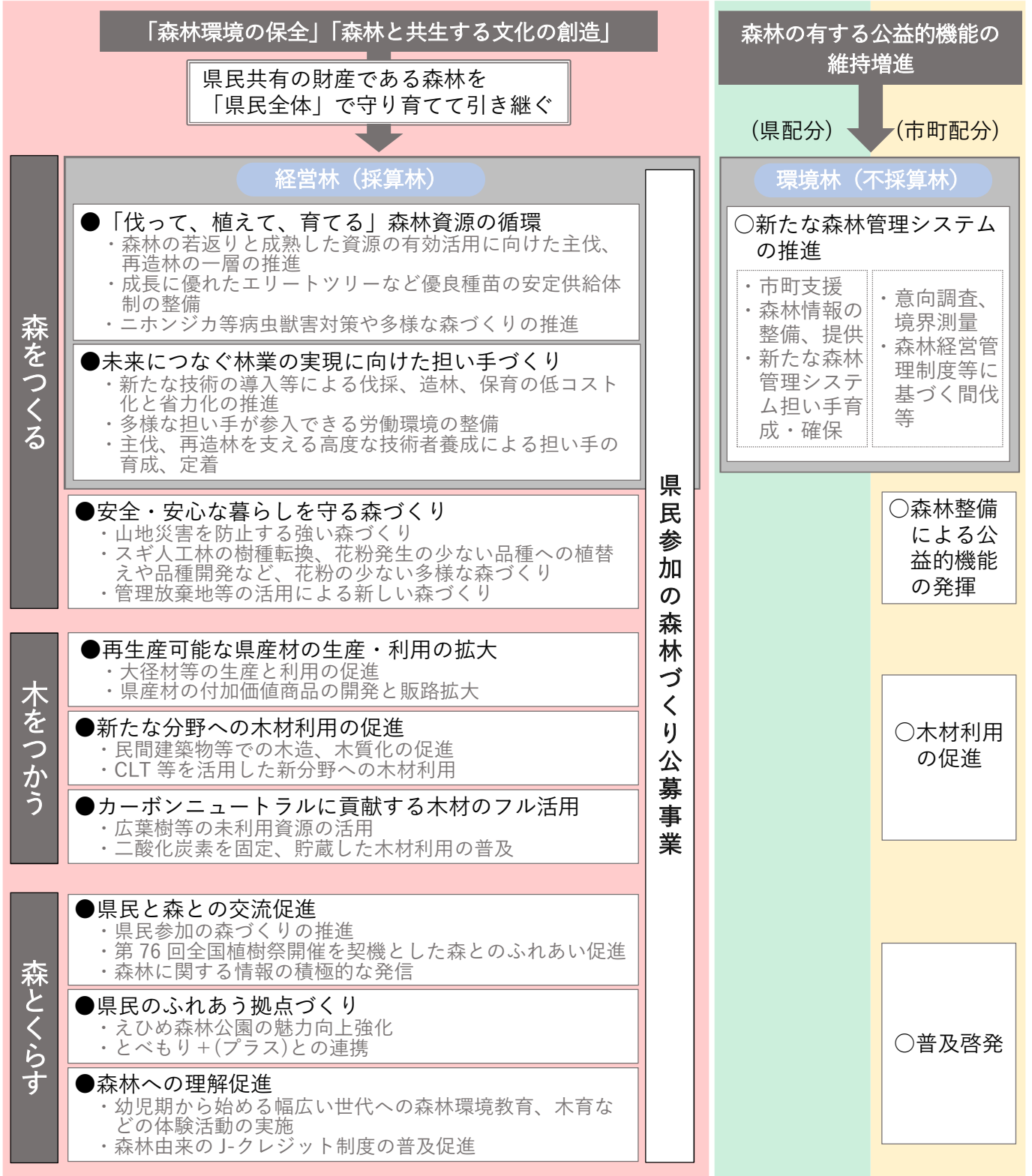
### 3 国税と県税の役割分担

【社会的背景】SDGs やカーボンニュートラルの達成/災害防止対策/花粉症対策 など

【関心の高まり】森林の持つ多面的機能（水源涵(かん)養/地球温暖化防止 等）  
森林を健全な姿で引き継ぐための森づくり（循環利用、災害に強い森づくり）など

#### 森林環境税(県税)

#### 森林環境譲与税(国税)



#### <<第 5 期森林環境税の活用原則>>（国税との棲み分け）

- 「森をつくる」では主伐、再造林及び保育（下刈り）を推進。
- 森林環境譲与税（市町）と同様の取組みである場合、森林環境税は市町を跨ぐ広域的・効率的な取組みを対象とする。 ※森林環境譲与税を活用した事業への充当は行わない。



## IV 税率及び課税期間等

県民の意見や世論調査においては、防災や水源涵養<sup>かん</sup>の森林機能の維持・増進、県産材の利用促進など、森林に対する要請は、一層高まっており、私たちがこれらの森林の恩恵を共有し、森林を県民共有の財産としてより良い姿で次世代に引き継いでいくためには、森林資源の循環と若返りを促進し、再生産可能な木材の生産・利用を拡大するとともに、森林を身近に感じる県民参加の森林づくりの継続をはじめ、山村地域の活性化などの取り組みが必要であり、そのための財源が必要となります。

先に行った県民意見交換会や県民アンケートによれば、税の継続については、多くの県民から御理解をいただき、また、税率については、個人、法人ともに最も多かった「現行どおり同額」とします。

また、課税期間については、県民の6割以上の意見を受けて、現行期間同様の5年間とします。

### 税率

- 個人 年額700円 【現行 700円】
- 法人 県民税均等割標準税率の7%相当額 【現行 7%】  
(年額1,400円～56,000円)
- 税収試算(5年間)  
合計：2,736,345千円(個人：2,219,890千円 法人：516,455千円)

### 課税期間

5年間

- 個人 令和7年度～令和11年度
- 法人 令和7年4月1日～令和12年3月31日の間に開始する事業年度分

### 納税方法

- 個人 給与所得者：給与から「天引き」して市町に納税  
年金所得者：年金から「天引き」して市町に納税  
給与から「天引き」して市町に納税(65歳未満で給与所得者)
- 事業所得者等：市町から送られてくる納税通知書により納税
- 法人 県に申告納付

